

運営規程

NPO 法人 なないろ
きつずぱれっと 西富井

きつずばれっと西富井 運営規程

(児童発達支援事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、NPO法人なないろ（以下、「事業者」という。）が開設するきつずばれっと西富井（以下、「事業所」という。）において行う指定障害児通所支援（児童発達支援）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用児」という。）及びその利用児に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、児童発達支援の提供に当たっては、利用児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 事業所の従業者は、児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用児又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、その提供する児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年6月26日倉敷市条例第30号）その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 きつずばれっと西富井

(2) 所在地 岡山県倉敷市西富井636番地30

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員）
児童発達支援管理責任者は、利用児の児童発達支援計画の作成、利用児又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 指導員又は保育士 2名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）
指導員又は保育士は、利用児に対して、適切な指導訓練を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、事業所の定める日、臨時休業日、国民の祝日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日
- ① 《単位1》 月曜日から金曜日
 - ② 《単位2》 月曜日から金曜日
 - ③ 《単位3》 土曜日
 - ④ 《単位4》 土曜日
- (4) サービス提供時間
- ① 《単位1》・《単位3》 午前8時50分から午後0時まで
 - ② 《単位2》・《単位4》 午後1時30分から午後4時50分まで

（利用定員）

第6条 事業所において提供する児童発達支援の利用定員は、次のとおりとする。

- ① 《単位1》 4名
- ② 《単位2》 6名
- ③ 《単位3》 5名
- ④ 《単位4》 5名

（指定児童発達支援の内容）

第7条 事業所で行う児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活における基本的な動作の訓練・指導
- (2) 集団生活への適応訓練
- (3) 創作的な活動の指導
- (4) レクリエーション行事
- (5) 利用児の自宅又は幼稚園・保育所と事業所との送迎
- (6) 相談及び援助

（通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額）

第8条 指定児童発達支援を提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

- 2 事業者は、指定児童発達支援の提供にあつては、前項の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用

の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 日用品費 実費
- (2) 複写物の交付費 1枚 10円

- 3 事業者は、前2項の支払を受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第9条** 事業所の通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
倉敷市全域（ただし、児島地区を除く）

（サービスの利用に当たっての留意事項）

- 第10条** 利用児及び保護者は、指定児童発達支援の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 事業所内の機器使用にあたっては、職員の指示に従うこと。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

（緊急時等における対応方法）

- 第11条** 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用児に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。

（苦情解決）

- 第12条** 事業者は、事業所において提供した指定児童発達支援に関する利用児等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

- 第13条** 事業者は、利用児に対する児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、利用児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

- 第14条** 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を年1回以上行うものとする。
- 3 事業者は、非常災害時における利用児等の安全の確保が図れるよう、あらかじめ市町村、近隣住民、障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等を相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 4 事業者は、災害時において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援（受入）に努めるものとする。

（虐待の防止に関する事項）

第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- （2）事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施する。
- （3）2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束に関する事項）

第16条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用児又は他の利用児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業者は、事業所において適切な指定児童発達支援が提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- （1）採用時研修
- （2）採用時3か月以内
- （3）継続研修 年2回以上

- 2 事業所の従業員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用児

又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 事業者は、従業者及び管理者であった者が、業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業者は、利用児に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成28年10月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。